

川西市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 14 号

川西市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

川西市職員給与条例施行規則（昭和31年川西市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第29条中「100分の200以下」を「100分の300以下」に改める。

別表第1アを次のように改める。

ア 行政職給料表 級別標準的職務表

級	標準的職務の内容
1級	診療放射線技師及び管理栄養士の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする診療放射線技師及び管理栄養士の職務
5級	1 所長補佐、大和行政センター所長、中央包括支援センター所長及び消費生活センター所長の職務 2 公民館長補佐、図書館長補佐、文化財資料館長及び中学校給食センター所長（任期の定めのない職員に限る。）の職務 3 久代浄水場長及び雨水・汚水ポンプ場長の職務
6級	1 所長（他に定めるものを除く。）の職務 2 公民館長（任期の定めのない職員に限る。）及び中央図書館長の職務 3 農業委員会事務局長の職務
7級	1 副公室長の職務 2 会計管理者の職務 3 公営企業の副局長及び技術監の職務 4 市議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長の職務
8級	1 公室長及び危機管理監の職務 2 公営企業の局長の職務 3 市議会の事務局長の職務

別表第2の2行政職給料表消防職給料表の部中「7級」を「8級」に、「6級」を「6級及び7級」に改め、同表川西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年川西市条例第19号）第8条第1項の表の部中「76,500円」を「85,000円」に、「64,800円又は56,250円」を「72,000円又は62,500円」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第19条の2関係）

支給の区分	条例第21条の2第3項第1号の規定により定める額	条例第21条の2第3項第2号の規定により定める額
管理職手当の額が85,000円又は72,000円の職員	8,000円	4,000円
管理職手当の額が62,500円又は53,500円の職員	6,000円	3,000円
管理職手当の額が45,500円の職員	4,000円	2,000円

別表第8中「消防長」の次に「、危機管理監」を加え、「、市制70周年記念事業事務局局長」及び「、市制70周年記念事業事務局局長補佐」を削り、「中学校給食センター所長」を「中学校給食センター所長（任期の定めのない職員に限る。）」に改め、「、郷土館長」を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。